

鹿沼市公告式条例の一部改正について

次のように改める。

令和2年8月26日提出

鹿沼市長 佐藤 信

鹿沼市公告式条例の一部を改正する条例  
鹿沼市公告式条例(昭和29年鹿沼市条例第2号)の一部を次のように改正する。  
第2条第2項中「及び出張所」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。  
(鹿沼市行政手続条例等の一部改正)
- 2 次に掲げる条例の規定中「及び出張所」を削る。
  - (1) 鹿沼市行政手続条例(平成9年鹿沼市条例第16号)第15条第3項
  - (2) 鹿沼市職員の分限に関する条例(昭和37年鹿沼市条例第27号)第3条第3項
  - (3) 鹿沼市財政事情の作成及び公表に関する条例(昭和34年鹿沼市条例第12号)第4条第1項
  - (4) 鹿沼市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年鹿沼市条例第9号)第2条第2項